主 文

労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人(以下「請求人」という。)の亡夫(以下「被災者」という。)は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社(以下「会社」という。)に雇用され、平成〇年〇月〇日からは、C部の部長として、販売部門の管理業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの予定でDに出張していたが、同月〇日、宿泊していたマンションにおいて死亡しているところを、会社社員によって発見された。死体検案書には、死亡したとき「平成〇年〇月〇日午前〇時頃(推定)」、直接死因「虚血性心不全」、虚血性心不全の原因「冠状動脈硬化症」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)はこれらを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発症した疾病及び被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審查資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)被災者に発症した疾病名及び発症時期について、E医師作成死体検案書及び意見書、F医師作成意見書等を踏まえ、当審査会としても、被災者に発症した疾病名は「心停止(心臓性突然死)」(以下「本件疾病」という。)であり、その発症時期は、平成〇年〇月〇日であると判断する。
- (2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患の業務上外の判断については、厚生 労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するもの を除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第106 3号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取 扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人は、被災者には長時間労働はもちろんのこと、「不規則」、「拘束時間が長い」、「出張が多い」、「深夜にわたる」、「精神的緊張を伴う」といった業務にまつわるあらゆる負荷要因があったものであり、業務上本件疾病を発症し、死亡したものと認められるべきである旨主張する。
- (4) そこで、まず、被災者の本件疾病発症前1週間の時間外労働時間についてみると、発症〇日前と〇日前は休日であり出勤をしていないものの、その後は発症当日まで連日早朝より夜中まで長時間の勤務を行っていることが確認できる。この点、直前1週間という単位でみた場合の時間外労働時間は14時間26分にとどまるものの、出張に要した時間を含めた拘束時間は長時間に及んでおり、連続した夜間までの勤務であることを加味すると、心身に与える負荷は相当に大きなものであったと推認し得る。
- (5) 次に、被災者の本件疾病発症前1か月間における時間外労働時間数について みると、原処分庁は73時間27分、審査官は87時間57分としている。こ

の点、当審査会としては、被災者の航空機の搭乗記録、手帳の記載及び出張旅費支払伝票の内容を踏まえると、同期間中である〇月〇日及び翌〇日については、被災者は出張先において業務(用務地: D、G)を行ったとみることが相当であり、両日の労働時間数を加算している審査官による労働時間算定の方が妥当であると判断する。

(6)被災者が従事していた業務の内容についてみると、テレビショッピングへの 出演や商談等のために特にDに出張する機会が多く、本件疾病発症前○か月間 においては、A-D間を○往復半しており、さらに、このうち○回については、 Aから一旦Hに赴いて用務を行い、その後HからDに向かうといった極めて過 密なスケジュールであったことがみて取れ、また、D出張中にIまで往復した 例も認められる。

被災者は、同期間、少なくとも〇回にわたってテレビショッピングの生放送 に出演しており、相当な経験を有していた被災者といえども、その精神的負荷 は、かなり大きなものであったと推認し得る。

また、それら生放送のうち、○月○日については、放送時間帯が午前○時からの約○時間という早朝であったことから、事前の打合せのため午前○時から深夜残業を行っており、さらに、本件疾病発症の前日である○月○日には、午前○時、同○時、同○時及び午後○時からそれぞれ約○時間の生放送に連続して○回出演するなど、その時間帯も不規則かつ深夜に及ぶものであった。

このように、被災者は、本件疾病発症前1か月間において、深夜から早朝時間帯にわたる勤務の後に所定の勤務に就いたことや、発症の前々日から前日にかけては24時間以上にわたって睡眠らしい睡眠をとることも困難な状況にあったことが認められるなど、極めて不規則かつ過酷な勤務を余儀なくされていたものである。当審査会としては、このような本件疾病発症に近接した時期及び発症前1か月における被災者の勤務の形態は尋常なものとはいい難く、いかなる労働者にとっても心身に相当な負荷をもたらすものであったと判断する。

(7)被災者の本件疾病発症前1か月間における時間外労働時間数は87時間57分、発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月間当たりの平均時間外労働時間数が最大となるのは発症前2か月平均の72時間51分であり、いずれも認定基準に示す時間には至らないものの、その勤務は極めて不規則かつ緊張感をもたらすものであり、休日とされた日においても、出張業務に関連して航

空機で長距離を移動している実態が認められる。さらには、本件疾病発症直前の連続した勤務の状況を踏まえると、当審査会としては、被災者は本件疾病発症前に過重な業務に就労したものと評価することが相当であると判断する。したがって、本件疾病の発症及び被災者の死亡は、業務に起因したものと認められるものであると判断する。

3 結 論

以上のとおりであるから、被災者に発症した本件疾病及び被災者の死亡は、業務上の事由によるものと認められ、したがって、本件処分は失当であって、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。